

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

魚津市長 村椿 晃

市町村名 (市町村コード)	魚津市 (16204)
地域名 (地域内農業集落名)	天神地区 (東山、青柳、天神野新、東尾崎、木下新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 11 日 (第 3 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内の農事組合法人では、企業の定年延長などにより新たな人材が加入してこないため、組合員の高齢化が進み、後継者の確保・育成が急務となっている。
 ・これまで所有者が草刈り作業を行っていたが、高齢化のため草刈り作業ができなくなり、その作業が担い手の負担となっている。負担軽減対策が必要である。
 ・地域内にはコンクリート畦畔の圃場もあり草刈り作業は軽減されているが、基盤整備から年数が経過しており修繕費用が高んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、地域の特産物である果樹や大豆、さつまいもなど園芸品目を作付けし、団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	194.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内には基盤整備事業から50年以上経過し農業用水路等が老朽化している集落もあることから、必要に応じて基盤整備事業を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、魚津市農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を図っていく。 ⑦担い手が耕作できない農地の管理については、市民農園の検討や多面的機能支払交付金の活用による管理を行っていく。				